コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2021 年 11 月号(J267)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

01　「産業協力のための特許審査面接パイロットプログラム」が 2021 年 11 月 1 日に始動

02　昇陽半導体の宜特科技に対する特許侵害訴訟、最高裁が昇陽半導体の上訴を却下

03　2020 年主要特許庁の特許・意匠・商標出願受理概況

04　経済部科学技術プログラムの成果が「2021 R&D 100 Awards」で 7 つの賞を獲得

05　衛福部がロッシュやメルク等の医薬品メーカーと提携
ガン関連のデータベース・コンソーシアムが始動

台湾ハイテク産業情報

01　スマートエネルギーネットワーク再進化
Gogoro、台電が Enel X と提携　電力網の需要と供給の平衡化を実現

02　TSMC が日本に工場設置　2024 年に 22、28 ナノウエーハ量産開始

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

専利無効審判処分の取消訴訟は、裁判所による実体判決が確定した場合、既判力があり、当事者も拘束を受けるはずであり、後の訴訟の裁判所も当該確定判決の趣旨と相反する判断をしてはならない

02 商標権関連

Taobao より模倣品購入後転売、販売した男に裁判所から損害賠償金 NT$199,800 の判決

TIPLO Attorneys-at-Law

今月のトピックス

J211027Y1

01　「産業協力のための特許審査面接パイロットプログラム」が 2021 年 11 月 1 日に始動

知的財産局は、「産業協力のための特許審査面接パイロットプログラム」を 2021 年 11 月 1 日に始動すると公告した。審査官が「前瞻科技」（訳注：最先端科学技術の意）に関する特許出願の技術内容を迅速に掌握できるようにして、審査の効率と品質を高めるとともに、出願人が迅速に特許を取得して特許戦略を展開できるようにするために、このプログラムが策定された。このプログラムは 2021 年 11 月 1 日から 1 年間にわたり試験的に実施されるが、知的財産局は審査の受入れ能力を考慮して、変更又は中止することができる。試行が終了した後に、試行状況を改めて評価して続行するかを決定する。

一、適用対象：同一の出願人（訳注：1 回の面接で複数の案件を申請する場合、出願人は同一）による「前瞻科技」に係る特許出願であって、当局から実体審査の開始を通知されたが、まだ拒絶理由通知書又は査定書を受け取っていないもの。

二、「前瞻科技」の範囲：本プログラムでいうところの「前瞻科技」とは、幹細胞再生医療、医療介護情報学、マイクロ LED ディスプレイ、量子ドット太陽電池、ニューラルネットワーク、量子情報、量子コンピュータ、3 ナノメートル半導体プロセス、IC 封入プローブ精密化、ねじれ 2 層グラフェン、第 3 世代半導体材料、人工知能、IoT、ビッグデータ、ブロックチェーン、3D プリンティング、第 5 世代移動体通信技術、及びその他に審査官が個別の案件に対して具体的に判断した技術をいう。関連の情報は、知的財産局のサイト（https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-897801-406fd-1.html）を参照されたい。（2021 年 10 月）

TIPLO Attorneys-at-Law

J211013Y1

02　昇陽半導体の宜特科技に対する特許侵害訴訟、最高裁が昇陽半導体の上訴を却下

昇陽国際半導体股份有限公司（Phoenix Silicon International Corporation、以下「PSI」）は 2019 年 9 月知的財産裁判所に、宜特科技股份有限公司（Integrated Service Technology Inc.、以下「iST」）が PSI の I588880 号「ウエハ薄化工程（中国語原文：晶圓薄化製程）」特許権を侵害しているとして訴訟を提起した。2020 年 6 月に知的財産裁判所の第一審で、PSI の特許は無効であるとの判決が下され、PSI はこれを不服として上訴（訳注：控訴に相当）した。2021 年 5 月の知的財産裁判所による第二審判決でも、再び PSI の特許は無効であると認定されたため、PSI はさらに最高裁判所に上訴（訳注：上告に相当）を提起していた。

最高裁判所の裁判官は、PSI が法に定められる手続きを踏んで本件上訴を提起しなかったとして上訴を却下すると同時に、知的財産裁判所の第二審判決を

認めており、即ち PSI の第 I588880 号特許権が通常の知識を簡単な組合せであり、さらに PSI は第二審ですでにその「ウエハ薄化工程」が周知の技術であると認めているため、進歩性を有さず、特許権は無効であると認めた。これにより、本件はすでに終結し、PSI は上訴することができない。（2021 年 10 月）

J211006Y1
J211006Y2
03　2020 年主要特許庁の特許・意匠・商標出願受理概況

2020 年は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックによって、世界の経済活動と消費力が大きな打撃を受けた。感染拡大に伴い、多くの政府や企業ではデジタル化が加速され、主要特許庁（訳注：日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO）を含む。以下「五庁」）はその国（地域）の競争優位性と IP 戦略における地位を高めようと全力を投じた。五庁の 2020 年統計資料によると、中国と韓国を除き、各特許庁が受理した特許出願件数はいずれも減少したほか、意匠登録出願はいずれも成長し、また商標登録出願も日本を除いて、いずれも成長した。

世界知的所有権機関（WIPO）が発表した最新統計によると、2019 年に研究開発費は世界で 8.5%成長した。また台湾の「台北-新竹」は 2015～2019 年 PCT 出願のイノベーター・クラスター番付では 44 位に、世界の 2021 年トップ S&T クラスター番付では 28 位にそれぞれ格付けされており、その革新力を過小評価することはできない。台湾から五庁へ出された特許・意匠登録・商標登録の出願は、米国と中国への出願が重点となっている。

台湾からの特許出願は、米国と中国への集中が続いているが、米国への出願は 19,241 件で前年比 1.8%減、中国への出願は 10,766 件で 3.5%減となっている。台湾からの意匠登録出願は重点が米国、欧州、中国に及んでいる。中国への出願は 1,326 件で最も多いが、19.0%減であった。次いで米国が 1,205 件、欧州が 617 件で、それぞれ 7.5%増、18.0%増となった。

台湾から五庁への商標登録出願については、区分ベースでみると、米国への出願が 2,142 区分で最も多く、次いで欧州への出願が 1,355 区分であった。中国と日本は区分別統計がなく、件数ベースでみると、中国への出願は 14,441 件、日本へは 884 件であった。成長率をみると、中国への出願（件数ベース）は 26.8%減であったが、米国への出願（区分ベース）は 6.9%増であった。

知的財産局は最新情報を「2020 年わが国と米、日、欧、韓、中との特許・意匠・商標の出願及び許可の概況」レポート（中国語版）にまとめており、知的財産局サイト（https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-174-219414-a1c98-1.html）を参照されたい。（2021 年 10 月）

J211026Y5
J211026Z5

04　経済部科学技術プログラムの成果が「2021 R&D 100 Awards」で 7 つの賞を獲得

経済部は 2021 年 10 月 26 日に台北晶華酒店（リージェント台北）にて「2021 R&D 100 Awards 受賞記者会見」を開催し、管轄下の 4 法人に関する吉報を伝えた。工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute（ITRI））、資訊工業策進会（Institute for Information Industry（III））、金属工業研究発展中心（Metal Industries Research & Development Centre（MIRDC））、紡織産業綜合研究所（Taiwan Textile Research Institute（TTRI））による 6 項目の研究成果が、「2021 R&D 100 Awards」で計 7 項目の賞を受賞し、マサチューセッツ工科大学、オークリッジ国立研究所、東京大学、コーニング等とともに科学技術 R&D の殿堂に名を連ねた。台湾の受賞数は世界で 2 位、アジアで 1 位となった。

今年受賞した技術は、ITRI の「組織癒合を促進する生体機能摸倣材料の 3D プリント技術（3D Printing Biomimetic Materials and Structures for Tissue Integration（BioMS-Ti））」、「等温高効率大気中水分回収技術（Ubiquitous Water Wand（UWAW））」、「ソフトウェア制御拡張型ロボット関節モジュール（Software-defined Augmented Robot Joint（SARJ））」; MIRDC の「連続型マイクロパーツ熱処理システム設備（The Continuous Type Heat Treatment System Equipment for Micro Parts（CTHT））」; TTRI の「RFID Yarn®：主要耐久性試験 5 項目の克服（RFID Yarn®: Overcomer for 5 Major Durability Test）」; III の「AI 鑑識技術による台湾誤情報共同対抗システム（Misinformation join-fighting mechanism enabled by AI forensics technology）」で、その中でも III の技術は同時に R&D 100 特別賞 CSR（企業の社会的責任）ジャンル銅賞も獲得した。

経済部が長年にわたり科学技術プログラムを通じて法人による革新技術を支持してきたが、それらの技術は幾度も海外の大賞を獲得し、14 年連続で計 66 項目の R&D 100 Awards を獲得している。これはわが国の革新力が国際的に認められたことを示すものであり、さらに重要なことは、歴年の受賞技術の多くがすでに産業利用価値を得て、9 割以上が海外の大手企業や国内企業に技術移転されていることである。これだけではなく、経済部が力を入れてきた科学技術プログラムは、産業に大きな利益をもたらし続けており、わが国の産業が投資のエネルギーを発揮し続けられるよう導き、産業に革新の活力をもたらしている。（2021 年 10 月）

J211019Y5
J211019Z5
05　衛福部がロッシュやメルク等の医薬品メーカーと提携
ガン関連のデータベース・コンソーシアムが始動

台湾のヒト由来生体試料に関する強みを活かして、プレシジョン・メディシン（がんゲノム医療）の発展を促すため、衛生福利部（Ministry of Health and Welfare）と国家衛生研究院（National Health Research Institutes）は、羅氏大薬廠股份有限公司（Roche Products Ltd.、以下「台湾ロシュ」)、台湾默克股份有限公司（Merck Ltd.、以下「台湾メルク」)、及び台湾中外製薬股份有限公司（Chugai Pharma Taiwan Ltd.、以下「台湾中外製薬」）と 2021 年 10 月 18 日に、共同で実施する「プレシジョン・メディシン及びバイオバンク・コンソーシアム」提携パイロットプロジェクトを正式に始動すると発表した。台湾ロシュは、台湾ナショナル・バイオバンク・コンソーシアム（National Biobank Consortium of Taiwan、以下「NBCT」)と台湾全土の医療機関の協力を通じて、2,000 人（の患者）に 2 億新台湾ドル相当の包括的がんゲノムプロファイリング（CGP）検査を提供し、台湾メルク、台湾中外製薬と手を組んで、CGP 検査結果を基に最適な分子標的治療薬をこのプロジェクトに参加する患者に提供し、2,000 人分の CGP 検査結果を今後の医薬品開発に活用することにしている。これは、世界大手製薬メーカーとの台湾ヒト由来生体試料を利用した大型提携としては初めてのケースとなる。

NBCT は 2019 年に設置され、わずか 2 年で 30 機関以上のバイオバンクが参加し、登録されたデータは 51.1 万人分に上る。この計画では、フォーマット化されていなかった重要な医療データを、医療産業が再利用できるような構造化データとして提供しており、すでに産学研界がそれぞれのニーズに応じて使用を申請できるようにしている。（2021 年 10 月）

Attorneys-at-Law

台湾ハイテク産業情報

J211026Y5
01　スマートエネルギーネットワーク再進化
Gogoro、台電が Enel X と提携　電力網の需要と供給の平衡化を実現

世界最大規模のスマートバッテリー交換プラットフォームを創設および運用するテクノロジー企業 Gogoro は、10 月 26 日に台湾電力公司と提携して「分散型エネルギー貯蔵システム回送電力網」技術を共同で開発したと発表した。よって、今後電力網に需要がある場合、Gogoro Network バッテリー交換ステーションがいつでも調達に対応することができるため、ステーションのスマートバッテリーに蓄えられた電気エネルギーも台湾電力の電力網にフィードバックできるので、世界で初の「低電圧分散型バッテリー交換エネルギーネットワーク双方向給電技術」の検証を完了したバッテリー交換プラットフォームになった。

義電智慧能源（Enel X）はそれと同時に、Gogoro と提携し、電力資源のア

グリゲーターの役割を演じ、バッテリー交換設備を統合するほか、台電の電力取引プラットフォームの補助サービスに参与する。三社間の技術提携を通じて、より効率的なエネルギー管理に基づく、スマート電力網の加速化を実現することができる。

Gogoro 創業者である陸学森氏は、現在 Gogoro Network で管理しているスマートバッテリーについて、2021 年末迄に、総容量が 1.3 GWh にアップする見通しなので、台電公司及び Enel X との提携により、電力網の平衡化を実現するうえ、スマートバッテリー交換プラットフォームは、電力網に欠かせないエネルギー貯蔵施設になりうるとコメントした。

Gogoro Network は、よりスマートにエネルギーを分配及び使用するので、世界最大のスマートバッテリー交換ステーションを通じて人口密度の高い都市からスマートシティへの転換を促進し、前例のないスマートエネルギーネットワークをつくることにより、エネルギーネットワーク管理とエネルギーネットワーク平衡化の成功モデルを確立した。（2021.10）

J211014Y5

02　TSMC が日本に工場設置　2024 年に 22、28 ナノウエーハ量産開始

TSMC が正式に日本へ投資して半導体工場を建設することを決定した。2022 年に着工し、初期段階の計画では 22 ナノ及び 28 ナノの特殊製造プロセスをメインとし、2024 年に量産を開始する予定であるという。

TSMC とソニー半導体ソリューション（Sony Semiconductor Solutions Corporation, SSS）は 2021 年 11 月 9 日、TSMC が日本熊本県に子会社（Japan Advanced Semiconductor Manufacturing, Inc., JASM）を設立すると共同発表した。初期段階は 22／28 ナノ製造プロセスを採用して、集積回路製造を専門に行い、グローバル市場の特殊技術に対する強いニーズに応える予定であり、このプランは既に日本政府からの承諾と支持を得ていて、ソニー半導体が出資して少数の株式を取得するとのことである。

台湾知的財産権関連判決例

01　専利権関連

■　判決分類：専利権

I　専利無効審判処分の取消訴訟は、裁判所による実体判決が確定した場合、既判力があり、当事者も拘束を受けるはずであり、後の訴訟の裁判所も当該確定判決の趣旨と相反する判断をしてはならない

II　判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決
【判決番号】109 年度行専訴字第 39 号

【裁判期日】2021 年 1 月 27 日
【判決事由】実用新案無効審判

原告　水順股份有限公司
被告　経済部知的財産局
参加人　聯府塑膠股份有限公司

前記当事者による実用新案無効審判事件について、原告が経済部 2020 年 6 月 17 日経訴字第 10906305500 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起し、本裁判所より当事者に被告の訴訟への独立参加を命じて、以下のとおり判決を下す。

主文
原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一　事実要約
原告は以前 2016 年 1 月 15 日に「整理箱枠組みの組み合わせ構造」をもって被告に実用新案登録出願し、被告は実用新案を許可すると同時に、実用新案第 M521054 号証書（以下「係争実用新案」という）を交付した。その後参加人（無効審判請求人）が係争実用新案は許可時点の専利法第 120 条準用第 22 条第 1 項第 1 号及び第 1 項第 1 号及び第 2 項規定違反だとして、無効審判を請求したため、原告は内容訂正し、請求項 1 を削除した。
被告にて審査した結果「2016 年 12 月 13 日の訂正事項（すなわち、請求項 1 の削除）について、訂正許可」さらに、「請求項 1 についての無効審判請求却」、「請求項 2 についての無効審判請求成立、取り消すべき」、「請求項 3 から請求項 5 についての無効審判請求不成立」の処分を下した。しかし、無効審判請求人は前記無効審判請求不成立の処分を不服とし、訴願を提起した。経済部にて審査認定の結果「原処分における『請求項 3 から請求項 5 についての無効審判請求不成立』の部分を取り消し、原処分機関が 6 か月以内新たに適法の処分を下すべき」との決定（以下、「第一回訴願決定」という）を下した。原告はこの決定をなお不服とし行政訴訟を申し立てたが、当裁判所は 106 年度行専訴字第 96 号の行政判決にて原告の訴え及び最高行政法院 108 年度判字第 478 号にて、上告を棄却し確定した（以下、前案訴訟」という）。被告はただちに第一回訴願決定及び前案訴訟の判決趣旨に基づきあらたに審査したうえで「請求項 3 から請求項 5 についての無効審判請求成立、取り消すべき」との処分（以下「元処分」という）を下した。原告はこれを不服として、訴願を提起したが、経済部は「訴願を棄却」する決定（以下「訴願決定」という）を下した。原告はこれを不服として、本裁判所に訴訟を提起した。

二　双方当事者の請求内容
（一）原告の請求：原処分及び訴願決定を共に破棄する。
（二）被告の請求：原告の訴えを棄却する。

三　本件の争点
106 年度行専訴字第 96 号判決の証拠第 2、3、4 号の組み合わせが、係争実用

新案請求項 3 から 5 に進歩性がないことを十分証明できるとの認定は、本案に対する拘束力を有するか？
（一）原告主張の理由：省略。判決理由の説明を参照。
（二）被告答弁の理由：省略。判決理由の説明を参照。

四　判決理由要約
（一）行政訴訟法第 213 条によれば「訴訟物が終局判決により決定された場合は、確定力を有する。」ものであり、よって、訴訟物が終局判決で確定した場合、その後当事者は、当該確定判決趣旨と相反する主張ができず、裁判所も当該確定判決趣旨と相反する判断をしてはならない。
（二）さらに、行政訴訟法第 105 条第 1 項第 3 号における、提訴は訴状にて「訴訟物及びその原因、事実を示さなければならない」の規定から、原因と事実は訴訟物そのものではないが、その働きは訴訟物範囲の画定にあることがわかる。よって、無効審判の処分について取消訴訟を提起する場合、当該主張の原因と事実範囲における当該処分の合法性は訴訟物取り消しの内容に限る。もし、取消訴訟が裁判所の実体判決で違法性がなく原告の訴えを棄却し確定した場合、行政処分の合法性は、すでに審理を尽くしており、その原因と事実を法律に含ませた後の法的効果の確認も既判力効果が生じるので、当該取消訴訟の当事者もその拘束を受けるはずであり、後に受理した裁判所も法律と事実状態とも変更がない状況においては、前訴訟の判決の訴訟物に対する確認をその裁判の基礎とすべきであり、当該確定判決と相反する内容の判断をしてはならず、これがすなわち取消訴訟既判力確認の効果である。

（三）参加人は 2016 年 6 月 17 日に係争実用新案が新規性、進歩性を有しない事実について無効審判を請求し、原告は 2016 年 9 月 10 日と同 12 月 31 日に係争実用新案の登録請求範囲の訂正書類を提出した。被告は審査した結果「2016 年 12 月 13 日の訂正事項の訂正許可」、「請求項 2 についての無効審判請求成立、取り消すべき」、「請求項 3 から請求項 5 についての無効審判請求不成立」、「請求項 1 についての無効審判請求棄却」の処分を下した。参加人はこれを不服として、前掲無効審判請求不成立の部分について、行政訴訟を申し立て、経済部により第一回訴願決定が下された。原告はなおこれを不服として、行政訴訟を提起したが、前案訴訟判決が確定していた。被告はただちに第一回訴願決定及び前案訴訟の判決趣旨に基づき、証拠第 2、3、4 号の組み合わせが係争実用新案請求項 3 から請求項 5 に進歩性がないことを証明できるとの争点について審理したうえで、2020 年 2 月 25 日に原処分を下した。原告はなおこれを不服として訴願を提起したが、経済部が 2020 年 6 月 17 日に訴願の決定を下した。原告はこれを不服として、本件の訴訟を提起した。よって、証拠第 2、3、4 号の組み合わせが係争実用新案請求項 3 から 5 に進歩性がないことを証明できるかの確認が、前案訴訟判決趣旨範囲において、すでに拘束力を生じている以上、新しい事実または法律変更がない前提において、当事者はこの効力を受けるべきである。当裁判所は前案訴訟の判決における訴訟物に対する確認を審理基礎とすべきであり、前案訴訟の判決内容と相反する判断をすることはできない。

（四）以上をまとめると、前案訴訟が確定判決において、証拠第 2、3、4 の

組み合わせが係争実用新案請求項第 3 から 5 に進歩性がないことを十分証明できると認めたことは、本件に対しても拘束力を有する。よって、被告が第一回訴願決定及び前案訴訟の確定判決趣旨に基づき再審査を行って「請求項第 3 から 5 についての無効審判請求成立、取り消すべき」との処分を下したことは、法との不一致がなく、不合理なところは見当たらない。訴願決定維持にも間違いはない。原告による前記内容の主張、訴願決定及び原処分の取り消しはともに理由がなく、棄却すべきである。
以上から論結し、原告の訴えに理由がないため、知的財産裁判所案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文のとおり判決を下す。

2021 年 1 月 27 日
知的財産裁判所第三法廷
審判長裁判官　蔡惠如
裁判官　吳俊龍
裁判官　何若薇

02　商標権関連

■　判決分類：商標権

I　Taobao より模倣品購入後転売、販売した男に裁判所から損害賠償金 NT$199,800 の判決

■　ハイライト

男性阿強（通称）が 2020 年頃、中国 Taobao ウェブサイトから adidas 及び NIKE の服飾模倣品を購入した後、3 点 NT$1,000 の価格で苗栗の街で露店を出店していたところ、初日に警察当局の取り締りを受けて、儲けた NT$1,000 を没収された。その後、刑事部分において商標法違反のため、有期懲役 4 ヶ月に処され、民事部分においては adidas から賠償請求されたため、裁判官よりが NT$199,800 賠償せよとの判決が下された。

II　判決内容の要約

台湾苗栗地方裁判所刑事判決
【裁判番号】109 年智簡上字第 4 号
【裁判期日】2021 年 01 月 19 日
【裁判事由】商標法違反

上記被告人による商標法違反の件について、上訴人が本裁判所苗栗簡易法廷 109 年度苗智簡字第 8 号、2020 年 9 月 3 日第一審簡易判決（簡易判決による処刑申立案件番号：台湾苗栗地方検察署 109 年度偵字第 4339 号）を不服として上訴したので、本裁判所管轄の第二審合議法廷は、以下のとおり判決を下す。

主文

上訴を棄却する。

事実及び理由
一、本裁判所で審理した結果、被告人熊自強（以下被告人という）が商標法第97条商標権侵害商品不法販売罪を犯したので、刑事訴訟法第449条第1項前段、第3項、第454条第2項等規定に基づき、被告人に有期懲役4ヶ月に処し、罰金に転換する場合、1日NT$1,000で換算するとした第一審簡易判決は、事実の認定、法律の適用において共に違反及び誤用がなく、量刑も妥当であり、維持すべきだと認めた。よって当該判決書に記載された犯罪事実、証拠及び理由を引用する。
二、検察官の上訴趣旨の要約は次のとおりである。原判決の有期懲役4ヶ月の処刑は、量刑が軽すぎるので、罪刑相当原則を満たすため、刑事訴訟法第344条第1項により上訴を提起し、救済を求める。
三、調べたところ、次のとおりである。
本件第一審簡易判決の量刑理由は次のとおりである。「被告人の責任を基礎とし、警察での取り調べでは犯罪動機として経済的困窮によって模造品衣服の販売に至った経緯を述べており、被告人の業種が商業（露天商で）、かろうじて生活を維持できている程度の家庭経済状況であることや、また、学歴も高卒であり（審理ファイル第 13、16 頁参照）、犯罪後の警察の取り調べ及び審理のときも犯行を認めたが、告訴人アディダス社、被害者台湾ナイキ商業有限公司と賠償または和解などに至らなかった損害の態様であることを審酌した。さらに、被告人が本件以前にすでに2回の商標法違反で裁判所からの論罪科刑記録が残っている状況をを参酌した。」以上に鑑みて、刑法第 57 条各号に挙げられた状況はすでに斟酌されており、量刑についても法違反はなく、言い渡された刑罰と犯罪内容とを照らしても、重すぎまたは軽すぎのところは見れない。よって、当裁判所も原審の職権行使について、尊重すべきである。以上をまとめると、原審の判決には違法または不当なところがないので、検察官の上訴には理由がなく、棄却すべきである。

以上から論断し、刑事訴訟法第455の1第1項、同第3項法、第368条、第373条に基づき主文どおり判決する。

2021年1月19日
刑事第四法廷審判長　裁判官　羅貞元
裁判官　申惟中
裁判官　郭世顔

台湾苗栗地方裁判所刑事附帯民事訴訟判決
【裁判字号】109年智簡上附民字第3号
【裁判期日】2021年01月19日
【裁判事由】損害賠償請求

原告　ドイツ企業阿迪達斯公司（adidas AG）
被告人　熊自強

主文
被告人は原告に NT$199,800 支払わなければならず、2020 年 12 月 4 日より弁済日まで、週ごとに年利率 5%で利息を計算する。
原告のその他の訴えを棄却する。
本判決第 1 項は仮執行できるものとするが、ただし被告人が NT$199,800 を原告のために供託した場合は、仮執行を免ずることができる。
原告が提訴したその他の仮執行請求をすべて棄却する。

事実及び理由
一、原告提訴主張：
被告人には台湾苗栗地方検察署 109 年度偵字第 4399 号簡易判決による処刑書に記載の商標権侵害の犯行がったので、原告は商標法第 97 条第 3 項、第 70 条第 1 項第 3 号及び民法第 195 条第 1 項後段規定に基づき、損害賠償及び原告の名誉回復を請求し、被告人に損害賠償金 NT$ 432,900、計算式：（1000/3＝333.3、333×1300 倍＝432,900）を請求し、並びに被告人自らの費用で商標権侵害の刑事付帯民事訴訟判決書全文を新聞紙に掲載するよう請求した。
二、被告人の答弁：原告の賠償請求額は高すぎて、負担できない云々。
三、心証を得た理由：
（一）商標権者が故意または過失により侵害を受けた場合、損害賠償請求できることは、商標法第 69 条に明文で規定されている。さらに、商標権者は損害賠償請求と同時に、次に示す各号のいずれかに基づき、その損害を請求することができる。一、民法第 216 条規定。ただし、証拠原則に基づく損害を証明できない場合、商標権者はその商標登録によって通常得られる利益から侵害を受けた後同一商標の使用によって得た利益を差し引き、その差額を被った損害とすることができる。二、商標権侵害で得た利益。商標権侵害者がそのコストまたは必要経費を挙証できない場合は、当該商品販売の収入全額を得た利益とする。三、摘発された商標権侵害商品の小売単価の 1500 倍以下の額。ただし、摘発された商品が 1500 点を超える場合は、その総額で賠償額を定める。四、商標権者が他人に使用許諾することで得られるロイヤリティをその損害とすることは、商標法第 71 条第 1 項に明文で規定されている。これらによれば、被告人による原告の商標権侵害行為について、原告が商標法第 71 条第 1 項第 3 号規定に基づき、原告に対して損害賠償責任を請求しあｔことには根拠ある。一方、いわゆる「小売単価」とは、他人の商標権を侵害した商品の実際の販売単価を言い、商標権者自身の商品の小売単価または卸売価格ではない（最高裁判所 95 年度台上字第 295 号民事判決趣旨を参照）とされている。当裁判所での刑事審理のとき、被告人が証言した売値は衣服 3 点で千元云々によれば、原告が平均小売単価 NT$333（算式：1000÷3＝333〈小数点以下四捨五入〉）を損害賠償計算の根拠として主張したことには、根拠があると認めるべきである。さらに、被告人が本件の違法販売により、原告商標権を侵害した期間、商品数量、利益獲得状況など、商標権者すなわち原告の営業権及び収益への影響程度と、市場における原告の経済的地位、被告人の年齢、身分、地位、知識程度及び経済状況等を参酌した上で、平均小売単価の 600 倍をもって、賠償額を計算することは妥当である。当裁判所は、当該商品の平均小売単価 NT$333 を賠償額の基礎として採用する。よって、原告が前掲規定に基づき、被告人に賠償

額合計 NT$199,800（算式：333 元×600 =199,800）を請求したことには、理由がある。
（二）被告人が販売しようとしたものは廉価で粗悪な模倣商品であり、原告の真正商品とは差があり、消費者に誤認されることはなく、原告の社会評価もこれによって減損されてはいない。よって、原告の権利侵害行為による損害は財産上の損害のみにとどまり、原告の名誉が損害を被ったとは認めがたい。さらに、名誉の侵害を受けたものは、名誉回復の適切な処分の請求ができ、いわゆる適切な処分とは、当該処分が客観上に被害者の名誉を回復できるものであり、かつ、必要であるものを指す（最高裁判所 86 年度台上字第 3706 号民事判決趣旨参照）。原告はその名誉が被告人の前記行為によってどのように侵害されたかについて挙証及び証明していないことから、民法第 195 条第 1 項後段規定に基づき、被告人に対し、本件の刑事付帯民事訴訟判決書全内容を自由時報、聯合報、中国時報及びデイリーアップルに掲載するようにと請求したことには根拠の裏付けがないと言える。よって、当裁判所にて前記情状を斟酌した上で、原告が主張する方式での新聞掲載の必要はないと認める。よって、この部分の請求はすべて棄却する。
四、従って、本件原告の権利侵害行為法律関係に基づく、被告人に対する商標権
侵害に関わる賠償請求権はすべて成立するので、原告による商標権法第 69 条第３項、同第 71 第１項第３号規定に基づいた、原告への損害賠償金 NT$199,800 の請求、及び本訴状謄本送達の翌日から弁済日まで、年率百分の 5 の利息を加算して支払うべきとの請求に理由があるので、許可すべきである。また、この範囲を超える部分には理由がないので、棄却すべきである。

2021 年 1 月 19 日
刑事第四法廷審判長　裁判官　羅貞元
裁判官　申惟中
裁判官　郭世顔

Attorneys-at-Law

TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965
台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2021 TIPLO, All Rights Reserved.